

	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	新旧対照条文	目次
○	外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	5
○	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	86

改 正 案	現 行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 資本取引等（<u>第八条の三―第十八条の三</u>） 第四章の二～第五章（略） 附則 （銀行等の確認義務の対象とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象となる取引等） 第七条 <u>法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第六条第一項の規定により指定された支払等のうち、法第十六条第三項の規定により許可を受ける義務が課された支払等であつて、当該支払等が同条第一項若しくは第二項若しくは法第二十一条第一項若しくは第二項又はこれらの規定に基づく命令の規定の確実な実施を図るために指定されたもの以外の支払等に該当するものとして財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定する支払等とする。</u> 2 <u>法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第十一条第一項の規定により指定された資本取引に係る支払等のうち、法第五十五条の九の二第一項に規定する外国為</u>	目次 第一章～第三章（略） 第四章 資本取引等（<u>第九条―第十八条の三</u>） 第四章の二～第五章（略） 附則 （銀行等の確認義務の対象となる取引等） 第七条 （新設）

替取引等取扱業者が行う法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引に係る支払等であつて、当該資本取引の態様、当該資本取引に係る当該外国為替取引等取扱業者の義務の履行に必要な態勢その他の事情を勘案して、法第十七条（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認がされなくても当該義務の履行が確保されると認めて財務大臣が告示により指定する支払等とする。

3 法第十七条第三号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為（財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。）とする。

一 四 （略）

（銀行等の本人確認義務の対象とならない小規模の支払又は支払等）

第七条の二 法第十八条第一項（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める小規模の支払又は支払等は、十万円に相当する額以下の支払又は支払等とする。

（法第十八条第一項第一号に規定する政令で定める外国人）

第七条の二の二 法第十八条第一項第一号（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券（出入

法第十七条第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為（財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。）とする。

一 四 （略）

（銀行等の本人確認義務の対象とならない小規模の支払又は支払等）

第七条の二 法第十八条第一項に規定する政令で定める小規模の支払又は支払等は、十万円に相当する額以下の支払又は支払等とする。

（法第十八条第一項第一号に規定する政令で定める外国人）

第七条の二の二 法第十八条第一項第一号に規定する本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲

国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住所又は居所を確認することができないものとする。

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第七条の三 法第十八条第三項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 九（略）

第四章 資本取引等

（資本取引に含まれる対内直接投資等）

第八条の三 法第二十条に規定する政令で定める行為は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

（外国為替取引等取扱業者の範囲等）

第十八条の十（略）

2 法第五十五条の九の二第二項第二号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一（略）

ける旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住所又は居所を確認することができないものとする。

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第七条の三 法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 九（略）

第四章 資本取引等

（新設）

（外国為替取引等取扱業者の範囲等）

第十八条の十（略）

2 法第五十五条の九の二第二項第二号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一（略）

二 第七条第三項第二号に掲げる役務取引等及び同項第四号に掲げる貨物の輸入 三 (略)	二 第七条第二号に掲げる役務取引等及び同条第四号に掲げる貨物の輸入 三 (略)
--	---

○ 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 対内直接投資等（<u>第二条―第四条の八</u>） 第三章―第四章（略） 附則 第二章 対内直接投資等 （対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条 法第二十六条第一項第三号に規定する他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定める会社の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該会社の議決権（<u>同号に規定する議決権をいう。第十六項及び第二十八項を除き、以下同じ。</u>）の数とする。	目次 第一章（略） 第二章 対内直接投資等（<u>第二条―第四条の四</u>） 第三章―第四章（略） 附則 第二章 対内直接投資等 （対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条 法第二十六条第一項第三号に規定する他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定める会社の議決権の数は、当該会社の株主若しくは出資者である他の会社（<u>同項第一号又は第二号に掲げるもの（次項及び第四項第一号において「外国法人等」という。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。第四項第一号において同じ。</u>）又はその子会社（<u>会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。以下同じ。</u>）が直接に保有する当該会社の議決権（<u>法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。</u>）の数とする。

一 法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるもの（以下「<u>外国法人等</u>」という。）の出資比率が百分の五十以上である会社	二 <u>外国法人等の被支配会社等</u>（個人又は法人その他の団体がその経営を支配している法人その他の団体として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）である会社（前号に掲げる者を除く。）	三 前二号に掲げる者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。以下同じ。）（前二号に掲げる者を除く。）	2 前項第一号の「<u>出資比率</u>」とは、外国法人等が直接に保有する会社の議決権の数が当該会社の総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合をいう。	3 （略）	4 前項第二号に規定する「<u>特定上場会社等</u>」とは、法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。	一 <u>各外国株主等</u>（外国法人等又は第一項各号に掲げるものであつて、当該上場会社等の所有等株式（法第二十六条第二項
（新設）	（新設）	（新設）	2 前項の「<u>出資比率</u>」とは、外国法人等が直接に保有する会社の議決権の数が当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合をいう。	3 （略）	4 前項第二号に規定する「<u>特定上場会社等</u>」とは、法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権（同条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。	一 <u>上場会社等の各株主</u>（外国法人等又は他の会社若しくはその子会社に限る。次号において同じ。）が所有する当該上場

第三号に規定する所有等株式をいう。以下同じ。）又は保有等議決権（同条第二項第四号に規定する保有等議決権をいう。以下同じ。）を所有し、又は保有するものをいう。次号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式（議決権等行使等権限（株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下この条及び次条第一項第八号において同じ。）が所有等株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該所有等株式を所有するものが当該所有等株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合における所有等株式以外の所有等株式をいう。以下同じ。）の数及び当該外国株主等を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。次号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数（その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。）

二 各外国株主等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（議決権行使等権限（株式に係る株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図

会社等の実質株式（議決権等行使等権限（株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下この条及び次条第一項第八号において同じ。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。次号において同じ。）

（以下この号において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいう。以下この条において同じ。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、第七項に規定する要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

二 上場会社等の各株主が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（議決権行使等権限（株式に係る株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使につい

を行うことができる権限をいう。以下同じ。)が保有等議決権を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合における保有等議決権以外の保有等議決権をいう。以下同じ。) (第二十七項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。)の数及び当該外国株主等を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数 (その数を合計する議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による議決権の合計の数をいう。以下同じ。)

5 法第二十六条第一項第四号に規定する組合等の業務執行組合員に係る同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 有限責任事業組合契約に関する法律 (平成十七年法律第四十号) 第二条に規定する有限責任事業組合 (以下この号において「有限責任事業組合」という。)であつて、次に掲げるものが当該有限責任事業組合の組合員の過半数を占めるもの (第一号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 前二号に掲げるものの役員 (前二号に掲げるものが当該組合等の業務執行組合員又は当該有限責任事業組合の組合

て指図を行うことができる権限をいう。以下同じ。)が保有等議決権 (法第二十六条第二項第四号に規定する保有等議決権をいう。以下この号において同じ。)を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいう。以下同じ。) (第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。)の数及び当該株主を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数 (議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。)

5 法第二十六条第一項第四号に規定する組合等の業務執行組合員に係る同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 有限責任事業組合契約に関する法律 (平成十七年法律第四十号) 第二条に規定する有限責任事業組合 (以下この号において「有限責任事業組合」という。)であつて、次に掲げるものが当該有限責任事業組合の組合員の過半数を占めるもの (第一号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 前二号に掲げるものの役員 (前二号に掲げるものが当該組合等の業務執行組合員又は当該有限責任事業組合の組合

	員である場合における当該役員に限る。)	
6	法第二十六条第二項第一号に規定する政令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を発表するものとして登録され、又は指定されている株式とする。	
7・8	(略)	
9	法第二十六条第二項第四号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき行使することができる議決権として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第二十六項に規定する株式への一任運用（第二十五項第三号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる株式に係る議決権	
10	二 第二十七項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権	
11	三 (略)	
12	法第二十六条第二項第五号に規定する会社の経営に重要な影響を与える事項として政令で定めるものは、次に掲げる議案に係るものとする。 一・二 (略) 三 会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併（会社が同法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社となる場合におけるものに限る。）に係る議案	
12	員である場合に限る。)	
6	法第二十六条第二項第一号に規定する政令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を発表するものとして登録され、又は指定されている株式とする。	
7・8	(略)	
9	法第二十六条第二項第四号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき行使することができる議決権として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第十七項に規定する株式への一任運用（第十六項第三号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる株式に係る議決権	
10	二 第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権	
11	三 (略)	
12	法第二十六条第二項第五号に規定する会社の経営に重要な影響を与える事項として政令で定めるものは、次に掲げる議案に係るものとする。 一・二 (略) 三 会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併（会社が同法第七百四十九条第一項第一号に掲げる吸収合併消滅会社となる場合に限る。第七条第一号において同じ。）に係る議案	
12	四・五 (略)	

13 法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。

一〇七（略）

14 法第二十六条第二項第七号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。

一 一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、本邦に主たる事務所を有する法人に対する当該金銭の貸付け（銀行業を営む者その他次項に規定する金融機関がその業務として行う貸付け及び法第二十六条第一項第三号、第四号（同号に規定する任意組合又は同号に規定する投資事業有限責任組合に該当するものに限る。第二十五項第七号ロ及び第八号ロにおいて同じ。）又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。次項第三号を除き、以下「金銭の貸付け」という。）前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高と他のものから取得した当該法人に対する貸付債権（第二十五項第七号イからハまでに規定する貸付債権を除く。次号において同じ。）の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）

二 本邦に主たる事務所を有する法人に対する当該金銭の貸付け後における当該法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該金銭の貸付け前にお

13 法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下この項及び第七条第二号において「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。

一〇七（略）

14 法第二十六条第二項第七号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 本邦に主たる事務所を有する法人に対する法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け（以下この条及び第七条第三号において「金銭の貸付け」という。）後における当該法人に対する金銭の貸付けの残高が一億円を下らない金額で主務省令で定める金額以下である場合 当該主務省令で定める金額

二 本邦に主たる事務所を有する法人に対する金銭の貸付け後における当該法人に対する金銭の貸付けの残高が前号の主務省令で定める金額を超える場合 当該金銭の貸付け後にお

ける当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した第二十五項第八号に規定するその募集が特定のものに対してされた社債（以下この号において「社債」という。）で当該金銭の貸付けを行つたものが所有するものの残高の合計額（当該金銭の貸付けを行つたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）が行つた当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（会社に限る。）が発行した社債の残高の合計額を含む。）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）

（略）

法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき当該取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものは、同号に規定する取得をしたものが外国議決権行使等権限（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の株式又はこれに相当するもの（以下「外国株式等」という。）への一任運用に係る契約その他の契約の締結により当該外国株式等に係る株主若しくはこれに相当するものとしての同号に規定する議決権（以下「外国議決権」という。）を行使することができる権限又は当該外国議決権の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下同じ。）を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権

る当該法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から当該金銭の貸付けの残高と当該法人（会社に限る。）が発行した第十六項第一号に規定するその募集が特定のものに対してされた社債（以下この号において「社債」という。）で当該金銭の貸付けを行つたものが所有するものの残高の合計額（当該金銭の貸付けを行つたものを第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）が行つた金銭の貸付けの残高と取得した社債の残高の合計額を含む、当該金銭の貸付けの金額を除く。）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）

15
（略）

（新設）

とする。

17 法第二十六条第二項第九号に規定する当該取得をしたものと株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二十六条第二項第九号に規定する取得が、当該取得をしたもの（法第二十七条第十三項の規定により特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）が外国議決権を取得するとみなされる場合にあつては、当該特定組合等。以下この項において「間接取得者」という。）を被支配会社等とする法人その他の団体又は当該法人その他の団体の被支配会社等である法人その他の団体の外国議決権の取得である場合、次に掲げる個人又は法人その他の団体（非居住者等に限る。）

イ 間接取得者によりその外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有されている法人
ロ 間接取得者の被支配会社等（イに掲げるものを除く。）
ハ 間接取得者が、法第二十六条第二項第九号イからハまでに掲げる直接保有法人等（同条第五項に規定する直接保有法人等をいう。以下同じ。）の外国議決権を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 間接取得者が、ハに規定する直接保有法人等の外国株式等に係る外国議決権行使等権限を保有する他の非居住者等

（新設）

と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからハまでに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる個人又は法人その他の団体（非居住者等に限る。）

イ 間接取得者によりその外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有されている法人

ロ 間接取得者の被支配会社等（イに掲げるものを除く。）

ハ 間接取得者を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

ニ ハに掲げるものの被支配会社等（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ 間接取得者が、法第二十六条第二項第九号イからハまでに掲げる直接保有法人等の外国議決権を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ 間接取得者が、ホに規定する直接保有法人等の外国株式等に係る外国議決権行使等権限を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからホまでに掲げるものを除く。）

第十六項の規定は、法第二十六条第二項第九号に規定する投

（新設）

資一任契約その他の契約に基づき前項に規定する政令で定めるものが行使することができる議決権として政令で定めるものについて準用する。

19| 法第二十六条第二項第九号ロに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

20| 法第二十六条第二項第九号ハに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

21| 法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体は、次に掲げる外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体とする。

一 法第二十六条第二項第十号イからハまでに掲げる直接保有法人等の外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有している法人

二 前号に規定する直接保有法人等を被支配会社等とする法人その他の団体（同号に掲げる法人を除く。）

22| 法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる個人又は法人とする。

一 法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（法人その他の団体（同条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

二 前号に規定する行使をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる個人又は法人

三 前号に掲げる者（法人に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

四 法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（個人に限る。）の配偶者

五 前号に規定する行使をしたものの直系血族

六 法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（第三号の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものに限る。）に係る国又は地域の政府機関、公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は構成員

23 法第二十六条第二項第十号ロに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

24 法第二十六条第二項第十号ハに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

25 法第二十六条第二項第十一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
(削る)

(新設)

(新設)

16 法第二十六条第二項第九号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 会社の発行する社債でその募集が法第二十六条第一項各号に掲げるもののうち特定のものに対してされるものの取得。ただし、次のいずれかに該当する社債の取得を除く。

イ 銀行業を営む者又は前項第一号若しくは第三号に掲げる者が業として行う社債の取得

ロ 法第二十六条第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う本邦通貨をもつて表示される社債の取得

ハ 取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以上である社債の取得

ニ 取得の金額が次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める金額以下である社債の取得

(1) 取得の後に所有することとなる当該会社の社債

一|
(略)

二| 非居住者である個人が行う委任であつて、当該個人が非居

住者となる以前から引き続き直接に保有する上場会社等以外
の会社（以下「非上場会社」という。）の議決権の行使につ
き代理する権限の非居住者等に対するもののうち、次のい
ずれにも該当するもの

イ 委任をするものが当該非上場会社又はその役員以外のも
のである委任

ロ 委任をするものが当該非上場会社の経営を実質的に支配
し、又は当該経営に重要な影響を与えるおそれのある事項
として主務省令で定める事項に係る議案に係る委任

二|
ホ|
(略)

その他主務省令で定める社債の取得

(新設)

(2)|
取得の後において所有することとなる当該会社の社債
の残高の金額が一億円を下らない金額で主務省令で定め
る金額以下である場合 当該主務省令で定める金額

当該取得の後における当該会社の負債の額として主務
省令で定める額の百分の五十に相当する金額から当該社
債の残高と当該社債を取得したものによる当該会社に対
する金銭の貸付けの残高の合計額（当該社債を取得した
ものを第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場
合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住
者である個人又は法人等が取得した社債の残高とこれら
のものが行つた金銭の貸付けの残高の合計額を含み、当
該取得の金額を除く。）を控除した金額（当該金額が零
に満たない場合にあつては、零）

三 上場会社等の株式への一任運用であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び議決権等行使等権限が非居住者等に委任され、かつ、当該委任により、委任者が当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できないこと。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 当該株式への一任運用の開始後における当該株式への一任運用をするもの（以下この号において「運用者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該運用者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「運用者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となること。

(2) 当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式に係る議決権について、株式への一任運用の開始後における運用者が保有する実質保有等議決権の数及び当該運用者の密接関係者が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となること。

三 上場会社等の株式への一任運用であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び議決権等行使等権限が法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるものに委任され、かつ、当該委任により、委任者が当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できないこと。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数、当該株式への一任運用をするもの（以下この号において「運用者」という。）を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号において「運用者の密接関係者」という。）がする株式への一任運用（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる当該上場会社等の株式の数並びに当該運用者及び当該運用者の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となること。

(2) 当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式に係る議決権について、株式への一任運用の後における運用者の実質保有等議決権の数及び当該運用者の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となること。

四 議決権代理行使受任であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 非上場会社の議決権に係るもの（非居住者等が直接に保有する非上場会社の議決権に係るものを除く。）

ロ 上場会社等の議決権に係る議決権代理行使受任であつて、当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするもの（以下この号において「受任者」という。）が保有する実質保有等議決権の数及び当該受任者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

五 他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権行使等権限の取得（次条第一項第五号において「議決権行使等権限の取得」という。）であつて、当該取得の後における当該取得をしたもの（以下この号において「権限取得者」という。）が保有する実質保有等議決権の数及び当該権限取得者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となるもの（前二号に掲げる行為に該当するものを除く。）

（削る）

四 議決権代理行使受任であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）の議決権に係るもの（法第二十六条第一項各号に掲げるものが直接に保有する非上場会社の議決権に係るものを除く。）

ロ 上場会社等の議決権に係る議決権代理行使受任であつて、当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするもの（以下この号において「受任者」という。）の実質保有等議決権の数及び当該受任者を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

五 他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権行使等権限の取得（次条第一項第五号及び第七条第一号において「議決権行使等権限の取得」という。）であつて、当該取得の後における当該取得をしたもの（以下この号において「権限取得者」という。）の実質保有等議決権の数及び当該権限取得者を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となるもの（前二号に掲げる行為に該当する場合を除く。）

六 非居住者となる以前から引き続き直接に保有する非上場会

六 共同して上場会社等の実質保有等議決権を行使することにつき、当該上場会社等の実質保有等議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの（以下「同意取得者」という。）が保有する実質保有等議決権の数、当該同意をしたもの（以下この号において「同意者」という。）が保有する実質保有等議決権の数、当該同意取得者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数及び当該同意者を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第十七号まで、同項第二十号又は同項第二十一号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

七 本邦に主たる事務所を有する法人に対する貸付債権の取得

社の議決権の行使につき代理する権限を委任すること（非居住者である個人が法第二十六条第一項各号に掲げるものに委任するものであつて、次のいずれにも該当するものに限る。第七條第一号において「議決権代理行使委任」という。）
イ 受任をするものが当該非上場会社又はその役員以外のものであるもの

ロ 受任をするものが当該非上場会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該非上場会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

七 共同して上場会社等の実質保有等議決権を行使することにつき、当該上場会社等の実質保有等議決権を保有する他の非居住者である個人又は法人等の同意を得ること（第七條第一号において「共同議決権行使同意取得」という。）であつて、当該同意を得たもの（以下この号及び第三條の二第二項第二号において「同意取得者」という。）の実質保有等議決権の数、当該同意をしたもの（以下この号において「同意者」という。）の実質保有等議決権の数及び当該同意取得者を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるもの又は当該同意者を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第十四号まで、第十七号及び第十八号に掲げるものにそれぞれ該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

（新設）

。ただし、次のいずれかに該当する貸付債権の取得を除く。

イ 銀行業を営む者又は第十五項第一号若しくは第三号に掲げる者が業として行う貸付債権の取得

ロ 法第二十六条第一項第三号、第四号又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付債権の取得

ハ 取得の日から弁済期の到来する日までの期間が一年以下である貸付債権の取得

ニ 残高が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である貸付債権の取得

(1) 一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該取得の前における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人に対する金銭の貸付けの残高及び他のものから取得した当該法人に対する貸付債権（イからハまでに規定する貸付債権を除く。(2)において同じ。）の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）

(2) 当該取得の後における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該取得の前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した社債で当該取得をしたものが所有するものの残高との合計額（当該取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等がした当該法人に対する金銭の貸付けの

残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（会社に限る。）が発行した社債の残高の合計額を含む。）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）

ハ 会社の発行する社債でその募集が非居住者等のうち特定のものに対してされるものの取得。ただし、次のいずれかに該当する社債の取得を除く。

イ 銀行業を営む者又は第十五項第一号若しくは第三号に掲げる者が業として行う社債の取得

ロ 法第二十六条第一項第三号、第四号又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨をもつて表示される社債の取得

ハ 取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以上である社債の取得

ニ 取得の金額が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である社債の取得

(1) 一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該社債の取得の前において当該社債の取得をしたものが所有する当該会社が発行した社債の残高の金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）

(2) 当該社債の取得の後における当該会社の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該社債の取得の前において所有する当該会社が発行した社債の残高、当該社債の取得をしたものによる当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該社債の取得を

（新設）

したものが他のものから取得した当該会社に対する貸付
債権（前号イからハまでに規定する貸付債権を除く。以
下この(2)において同じ。）の残高の合計額（当該社債の
取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得
者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当すること
となる非居住者等が所有する当該会社が発行した社債の
残高、当該非居住者等が行った当該会社に対する金銭の
貸付けの残高及び当該非居住者等が他のものから取得し
た当該会社に対する貸付債権の残高の合計額を含む。）
を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあって
は、零）

ホ その他主務省令で定める社債の取得

九 外国議決権の取得であつて、当該取得をしたものが直接に
保有する出資証券所有法人等（特別の法律により設立された
法人の発行する出資証券を所有する外国の法令に基づいて設
立された法人その他の団体（法第二十六条第一項第四号に規
定する特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の
財産として当該出資証券を所有する場合は、当該特定組合類
似団体）をいう。以下同じ。）の外国議決権（当該取得をし
たものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的
を有する場合にあつては、当該取得をしたものが外国議決権
行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権
限に係る外国議決権を含む。）の数と、当該取得をしたもの
を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各
号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当す
ることとなる非居住者等が直接に保有する当該出資証券所有

（新設）

法人等の外国議決権（当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、当該非居住者等が外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権を含む。）の数とを合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの

十 出資証券所有法人等又は当該出資証券所有法人等を被支配

会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に係る外国議決権の行使であつて、当該選任により、当該行使をしたもの及び当該行使をしたものを法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたものとした場合に第二十二項各号に掲げる者に該当することとなる者が新たに当該選任に係る法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるもの

十一 外国議決権行使等権限の取得であつて、当該取得をした

もの（以下この号において「間接行使等権限取得者」という。）が直接に保有する次のいずれかに該当する直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（自己が保有する外国議決権及び自己が保有する外国議決権行使等権限に係る外国議決権のうち、これらの外国議決権に係る外国議決権行使等権限が自己以外のものに委任され、かつ、当該委任により自己が当該外国議決権を行使できない場合における外国議決権以外の外国議決権をいう。以下同じ。）の数と

（新設）

（新設）

、当該間接行使等権限取得者を第十七項第一号に規定する間
接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当
該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が直接
に保有する当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等
の実質保有等外国議決権の数とを合計した外国議決権の数（
その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には
、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の
数）の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外
国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上とな
るもの（当該間接行使等権限取得者が当該直接保有法人等又
は当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有す
る場合におけるものに限る。）

イ 非上場会社の株式又は持分を所有している直接保有法人
等

ロ 当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得
者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合
に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等
（以下この号において「間接行使等権限取得者の密接関係
者」という。）が所有する上場会社等の実質所有等株式の
数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接
保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定す
る株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当
することとなる非居住者等（当該間接行使等権限取得者又
は当該間接行使等権限取得者の密接関係者に該当するもの
を除く。ハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」とい
う。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を

合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

ハ 当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者に係る間接行使等権限取得者の密接関係者が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

十二 直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国株式等であつて、その株主総会又はこれに相当するものにおいて決議すべき事項の決定について当該外国株式等を所有するものの同意を要することを内容とするものの取得（直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国株式等の取得にあつては、これらの直接保有法人等が、当該取得をするものを前号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該取得に限る。）

十三 共同して直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の行使（当該直接保有法人等が所有し、若しくは保有する株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは

（新設）

（新設）

は保有等議決権に係る非上場会社若しくは上場会社等又は当該出資証券所有法人等が所有する出資証券に係る法人の経営に影響を与えるおそれのある事項がその対象に含まれていない場合におけるものを除く。）をすることにつき、当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの（以下この号において「間接同意取得者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該同意をしたもの（以下この号において「間接同意者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該間接同意取得者を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数及び当該間接同意者を同項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上となるもの（直接保有法人等の実質保有等外国議決権の行使に係る同意の取得にあつては、当該直接保有法人等が、当該間接同意者及び当該間接同意取得者を第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該同意の取得に限る。）

十四 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国議決権の取得であつて、当該取得の結果、当該法人その他の団体が、当該取得をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等に新たに該当することとなることにより、当該取得をしたもの、当該非居住者等又はこれらのものの役員若しくは使用人その他の従業者が、特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。以下同じ。）である直接保有法人等（当該取得をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなるものに限る。）又は出資証券所有法人等の業務執行組合員の過半数を新たに占めることとなるもの

（新設）

十五 特定組合類似団体である直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任であつて、当該就任をしたもの、当該就任をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等又は当該就任をしたもの若しくは当該非居住者等（法人等に限る。）の役員若しくは使用人その他の従業者が、新たにこれらの特定組合類似団体の業務執行組合員の過半数を占めることとなるもの（特定組合類似団体である直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任にあつては、これらの直接保有法人等が、

（新設）

当該就任をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該就任に限る。）

(略)

第二十五項第四号に規定する「議決権代理行使受任」とは、他のものが直接に保有する会社の議決権の行使につき当該他のものを代理する権限の受任であつて、次のいずれにも該当するものをいう（次条第一項第四号において同じ。）。

一 当該受任をするものが当該会社又はその役員以外のものである受任

二 当該受任をするものが当該会社の経営を実質的に支配し、又は当該経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定める事項に係る議案に係る受任

三 当該受任をするものが自己に議決権の行使を代理させることの勧誘を伴う受任

28| 法第二十六條第四項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式取得者等（法第二十六條第二項第三号に規定する株式取得者、同項第四号に規定する議決権取得者、同項第五号に規定する同意者、同項第九号に規定する取得をしたもの若しくは同項第十号に規定する行使をしたもの（特定組合等がこれらの号に掲げる行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等）又は直接保有法人等をいう。以下この項において同じ。）により議決権（同条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権をいう。以下この項において同じ

17| (略)

18| 第十六項第四号に規定する「議決権代理行使受任」とは、他のものが直接に保有する会社の議決権の行使につき当該他のものを代理する権限を受任することであつて、次のいずれにも該当するものをいう（次条第一項第四号及び第七条第一号において同じ。）。

一 当該受任をするものが当該会社又はその役員以外のものであるもの

二 当該受任をするものが当該会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

三 当該受任をするものが自己に議決権の行使を代理させることの勧誘を伴うもの

19| 法第二十六條第四項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式取得者等（法第二十六條第二項第三号に規定する株式取得者、同項第四号に規定する議決権取得者又は同項第五号に規定する同意者をいう。以下この項において同じ。）により議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等

。の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等

二 株式取得者等及び前号に掲げる法人等により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（同号に掲げるものを除く。）

三 株式取得者等が法人等である場合において当該株式取得者等の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している個人又は法人等（前二号に掲げるものを除く。）

四 株式取得者等が法人等である場合において、当該株式取得者等の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数と当該法人等の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している個人又は法人等が直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数とを合算した数が当該株式取得者等の議決権の百分の五十以上となる場合における当該株式取得者等の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

五 前二号に掲げるもの（法人等に限る。）の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している個人又は法人等（前各号に掲げるものを除く。）

六 前号に掲げるものにより議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

七 前二号に掲げるものにより議決権の総数の百分の五十以上

二 株式取得者等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（同号に掲げるものを除く。）

三 株式取得者等が法人等である場合において当該株式取得者等の議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前二号に掲げるものを除く。）

四 株式取得者等が法人等である場合において、当該株式取得者等の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数と当該法人等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数とを合算した数が当該株式取得者等の総議決権の百分の五十以上となる場合における当該株式取得者等の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

五 前二号に掲げる法人等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前各号に掲げるものを除く。）

六 前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

七 前二号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上

に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

八 第三号に掲げるものにより議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

九 第三号に掲げるもの及び前号に掲げる法人等により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十 株式取得者等の被支配会社等である法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十一 株式取得者等を被支配会社等とする非居住者等（前各号に掲げるものを除く。）

十二 前号に掲げるものの被支配会社等である法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十三 株式取得者等（法人等に限る。）の役員及び第一号から第九号までに掲げるもの（法人等に限る。）の役員

十四 前号に掲げる者が役員の過半数を占めている法人等（第一号から第十二号までに掲げるものを除く。）

十五・十六 （略）

十七 株式取得者等が本邦の域外にある国又は地域の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国又は地域の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの（第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げるものを除く。）

十八 株式取得者等が、上場会社等の実質所有等株式を所有する他の非居住者等と共同して当該上場会社等の株主としての

相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

八 第三号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

九 第三号に掲げる法人等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

（新設）

（新設）

（新設）

十 株式取得者等（法人等に限る。）の役員及び前各号に掲げる法人等の役員

十一 前号に掲げる者が役員の過半数を占めている法人等（第一号から第九号までに掲げるものを除く。）

十二・十三 （略）

十四 株式取得者等が本邦の域外にある国又は地域の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国又は地域の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの（第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるものを除く。）

十五 株式取得者等が、上場会社等の実質株式を所有する他の非居住者である個人又は法人等と共同して当該上場会社等の

議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者等及び他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権等行使等権限を保有する他の非居住者等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者等（前各号に掲げるものを除く。）

十九 前号に掲げるものを株式取得者等とした場合に第一号から第十七号までに掲げるものに該当することとなる非居住者等（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

（削る）

二十 株式取得者等が特定組合等である場合における当該特定組合等の業務執行組合員（前各号に掲げるものを除く。）

二十一 前号に掲げるものを株式取得者等とした場合に第一号から第十八号までに掲げるものに該当することとなる非居住者等（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者である個人又は法人等及び他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権等行使等権限を保有する他の非居住者である個人又は法人等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者である個人又は法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十六 前号に掲げるものを株式取得者等とした場合に第一号から第十四号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

十七 株式取得者等が特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。以下この号において同じ。）の組合員（特定組合類似団体（同項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。次条第四項において同じ。）にあつてはその構成員。以下同じ。）である場合（特定組合等が行う対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）に相当するものに伴つて当該特定組合等の組合員が株式取得者等となる場合に限る。）における当該特定組合等の業務執行組合員（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

（新設）

十八 前号に掲げるものを株式取得者等とした場合に第一号から第十五号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（株式取得者等及び前各号に掲げるも

(対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等)

第三条 法第二十七条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する対内直接投資等(法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。)とする。

一 相続又は遺贈により行われる法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は前条第二十五項第一号、第五号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第十四号に掲げる行為

二 非上場会社(国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるもの及び技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に該当するものを除く。次号において「特定非上場会社」という。)の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権を取得する場合における当該取得

三 (略)

四 非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得(当該取得の後における当該取得をしたもの(以下この号において「株式等取得者」という。)が所有し、若しくは出資し、又は

のを除く。)

(対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等)

第三条 法第二十七条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する対内直接投資等とする。

一 相続又は遺贈による会社の株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権の取得

二 非上場会社(国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるものを除く。次号において「特定非上場会社」という。)の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権を取得する場合における当該取得

三 (略)

四 非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得(当該取得の後における当該取得をしたもの(以下この号において「株式等取得者」という。)の所有等株式等(直接に所有する

保有する所有等株式等（自己が直接に所有する非上場会社の株式の数若しくは自己が非上場会社に出資する金額又は自己が直接に保有する非上場会社の議決権及び自己が行う議決権代理行使受任（前条第二十五項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数を合計した純議決権数をいう。以下同じ。）と当該株式等取得者を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有し、若しくは出資し、又は保有する所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。）であつて、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得以外のもの

五 株式の分割若しくは併合により発行される新株若しくは当該新株に係る議決権の取得、当該新株に係る株式への一任運用（前条第二十六項に規定する株式への一任運用（同条第二十五項第三号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該新株に係る議決権行使等権限の取得。六 特定上場会社等（前条第四項に規定する特定上場会社等をいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六條第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号から第十号までに掲げる行為又は前条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為

七 組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴つて行われる当該組合等の組合員（特定組合類似団体にあつては、そ

非上場会社の株式の数若しくは非上場会社に出資する金額又は直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（前条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数を合計した純議決権数をいう。以下この号において同じ。）と当該株式等取得者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。）であつて、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得以外のもの

五 株式の分割又は併合により発行される新株若しくは当該新株に係る議決権の取得、当該新株に係る株式への一任運用（前条第十七項に規定する株式への一任運用（同条第十六項第三号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該新株に係る議決権行使等権限の取得。六 特定上場会社等（前条第四項に規定する特定上場会社等をいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六條第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

七 組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴つて行われる当該組合等の組合員の法第二十六條第二項第一号、第三

の構成員。第四条第一項第三号において同じ。）の法第二十六條第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号、第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為

八 議決権等行使等権限（株主としての議決権以外の権利のみを行使することができる場合及び当該権利の行使についての指図を行うことができる場合におけるものを除く。）を株式を取得したものの以外のもに委任し、かつ、当該株式を取得したものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合における当該株式を取得したものである法第二十六條第二項第三号又は第四号に掲げる行為

九 法第二十六條第二項第三号若しくは第四号に掲げる行為又は前条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる行為であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の十未満となるもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する行為を除く。）イ 当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）が、当該行為の後において所有することとなる上場会社等の実質所有等株式の数及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（ロにおいて「行為者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ロ 行為者が当該行為の後において保有することとなる上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議

号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

八 議決権等行使等権限（株主としての議決権以外の権利のみを行使することができる場合及び当該権利の行使についての指図を行うことができる場合を除く。）を株式を取得したものの以外のもに委任し、かつ、当該株式を取得したものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合における当該株式を取得したものである法第二十六條第二項第三号又は第四号に掲げる行為

（新設）

決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

十 法第二十六条第二項第三号に掲げる上場会社等の株式の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「株式取得者」という。）が、当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該株式取得者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一未満であるもの

十一 法第二十六条第二項第四号に掲げる上場会社等の議決権の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「議決権取得者」という。）が、当該取得の後において保有することとなる当該上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該議決権取得者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一未満であるもの

十二 法第二十六条第二項第五号に掲げる同意であつて、当該同意をするもの（以下この号において「同意者」という。）が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該同意

九 法第二十六条第二項第三号に掲げる上場会社等の株式の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「株式取得者」という。）が、当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の実質株式の数、当該株式取得者及び当該株式取得者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号において「株式取得者の密接関係者」という。）が所有する実質株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一未満であるもの

十 法第二十六条第二項第四号に掲げる上場会社等の議決権の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「議決権取得者」という。）が、当該取得の後において保有することとなる当該上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該議決権取得者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一未満であるもの

十一 法第二十六条第二項第五号に掲げる同意であつて、当該同意をするもの（以下この号において「同意者」という。）が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該同意

者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が同条第十二項各号に掲げる同意の区分に応じ、当該各号に定める率未満であるもの

十三 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当するものを除く。）

イ 当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）及び当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接取得者等又は当該間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。ロ及びハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該

者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が前条第十二項各号に掲げる同意の区分に応じ、当該各号に定める率未満であるもの

（新設）

非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

ロ 間接取得者等及び当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有する株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満であるもの

ハ 間接取得者等及び当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有する議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

十四 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為であつて、当該行為に係る直接保有法人等が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ非上場会社の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する場合における当該行為

十五 法第二十六条第二項第九号に掲げる行為であつて、同号に規定する取得をしたものが、当該行為の後において保有す

（新設）

（新設）

ることとなる当該行為に係る直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該取得をしたものを前条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

十六 法第二十六条第二項第九号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）又は同項第十号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の一未満であるもの

イ 当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「行為者の密接関係者」という。）が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有する株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該行為者又は当該行為者の密接関

（新設）

係者に該当するものを除く。ロにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ロ 行為者及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

十七 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ 当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下このイにおいて同じ。）又は当該行為をしたものを被支配会社等とするものが、次条第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当する場合における当該行為

ロ 次の要件のいずれも満たすもの

(1) 当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等及び

（新設）

当該行為の前における当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。

(2) (1)に規定する合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法人等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（間接取得者等又は当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。ハ(2)及びニ(2)において「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の五十以上となること。

ハ 次の要件のいずれも満たすもの

(1) 間接取得者等が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）

の實質所有等株式の数及び当該行為の前における当該間
接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が所有する
当該上場会社等の實質所有等株式の数を合計した純株式
数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が
百分の五十未満であること。

(2) (1)に規定する合計した純株式数と、当該行為に係る直
接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法
人等に係る直接保有法人等の密接関係者が所有する当該
上場会社等の實質所有等株式の数を合計した純株式数と
を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総
数に占める割合が百分の五十以上となること。

二

次の要件のいずれも満たすもの

(1) 間接取得者等が保有する上場会社等（当該行為に係る
直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。
）の實質保有等議決権の数及び当該行為の前における当
該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が保有
する当該上場会社等の實質保有等議決権の数を合計した
純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が
百分の五十未満であること。

(2) (1)に規定する合計した純議決権数と、当該行為に係る
直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有
法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当
該上場会社等の實質保有等議決権の数を合計した純議決
権数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決
権に占める割合が百分の五十以上となること。

十八

法第二十六条第二項第九号に掲げる行為又は前条第二十

（新設）

五項第十一号若しくは第十四号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、次条第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当しない場合における当該行為

ロ 次に掲げるものからの外国議決権又は外国議決権行使等権限の取得

(1) 当該間接取得者等を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

(2) (1)に掲げるものの被支配会社等

十九 法第二十七条第十四項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う対内直接投資等に相当するものであつて、次条第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

二十 （略）

2 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する対内直接投資等とする。

一 次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ 法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、次のいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第

（新設）

十二 （略）

2 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する対内直接投資等とする。

一 イ又はロのいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで並びに前条第十六項第一号及び第三号から第七号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が

二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次号イ及び第七条第一号において同じ。）並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における当該対内直接投資等を含む。）

(1) 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種

(2) 我が国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条bの規定に基づき留保している対内直接投資等に係る業種

ロ 法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要

財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）

イ 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種

ロ 我が国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条bの規定に基づき留保している対内直接投資等に係る業種

な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）がイに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における対内直接投資等

二 次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ 法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより法第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げる事態を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該保有する法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）

ロ 法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは

（新設）

持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）がイに規定する保有する法人に該当する場合における対内直接投資等

三・四（略）

3（略）

4 法第二十七条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合（同号に掲げるものに該当する場合にあつては、特定組合類似団体に該当する場合に限る。以下同じ。）には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第十項及び第十六項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。第三条の三第二項において同じ。）により当該届出をしなければならない。

5 法第二十七条第一項に規定する金額を算定することができるものとして政令で定める行為は、法第二十六条第二項第一号から第四号まで、第七号、第八号（事業の譲受けの対価の金額を算定することができる場合に限る。）及び第九号に掲げる行為並びに前条第二十五項第一号、第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為とする。

6 法第二十七条第一項第一号イに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

二・三（略）

3（略）

4 法第二十七条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合（同号に掲げるものに該当する場合にあつては、特定組合類似団体に該当する場合に限る。第四条第四項及び第六条の三第二項において同じ。）には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第七項及び第十二項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

（新設）

（新設）

7 法第二十七条第一項第一号ハに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第七号及び第八号に掲げる行為とする。	8 法第二十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。	9 法第二十七条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) (削る) (削る) 二・三 (略) (削る)	10 法第二十七条第三項又は第六項の規定による禁止期間（同条第三項に規定する禁止期間をいう。第三条の四第三項において同じ。）の延長は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該対内直接投資等の届出をしている場合には、当
(新設) (新設)	5 法第二十七条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 対内直接投資等に係る事業目的 三 対内直接投資等の金額及び実行の時期 四・五 (略)	6 法第二十七条第三項第一号に規定する政令で定めるものは、経済協力開発機構条約（同条約第五条(a)の規定に基づき決定された資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定とする。	7 法第二十七条第三項又は第六項の規定による対内直接投資等を行つてはならない期間の延長は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該対内直接投資等の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するも

該代理人の住所、居所又は營業所に送達するものとする。

11| (略)

12| 財務大臣及び事業所管大臣は、通常の取扱いによる郵便等によつて第十項に規定する文書を發送する場合には、当該文書の送達を受けるべきもの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）、宛先及び当該文書の發送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

13| 第十項の交付送達は、当該行政機関の職員（法第六十九条第一項の規定に基づき第十条第三号に掲げる事務に従事する日本銀行の職員を含む。）が第十項に規定する文書を送達すべき場所において、その送達を受けるべきものに当該文書を交付して行ふ。ただし、その送達を受けるべきものに異議がないときは、その他の場所において当該文書を交付することができる。

14| 次の各号に掲げる場合には、第十項の交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において第十項に規定する文書の送達を受けるべきものに出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で当該文書の受領について相当のわきまえのあるもの（次号において「使用人等」という。）に当該文書を交付すること。

二 第十項に規定する文書の送達を受けるべきものその他使用人等が送達すべき場所にいない場合又はこれらのものが正当な理由なく当該文書の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に当該文書を差し置くこと。

のとする。

8| (略)

9| 財務大臣及び事業所管大臣は、通常の取扱いによる郵便等によつて第七項に規定する文書を發送する場合には、当該文書の送達を受けるべきもの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十一項において同じ。）の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）、宛先及び当該文書の發送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

10| 第七項の交付送達は、当該行政機関の職員（法第六十九条第一項の規定に基づき第十条第三号に掲げる事務に従事する日本銀行の職員を含む。）が第七項に規定する文書を送達すべき場所において、その送達を受けるべきものに当該文書を交付して行ふ。ただし、その送達を受けるべきものに異議がないときは、その他の場所において当該文書を交付することができる。

11| 次の各号に掲げる場合には、第七項の交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において第七項に規定する文書の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で当該文書の受領について相当のわきまえのあるもの（次号において「使用人等」という。）に当該文書を交付すること。

二 第七項に規定する文書の送達を受けるべき者その他使用人等が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由なく当該文書の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に当該文書を差し置くこと。

15 法第二十七条第三項第一号に規定する政令で定めるものは、
経済協力開発機構条約（同条約第五条(a)の規定に基づき決定さ
れた資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。）及び
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの
貿易に関する一般協定とする。

16 法第二十七条第五項若しくは第十項又は第十一項の規定によ
る勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達
又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所
又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容
を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者
である代理人により当該対内直接投資等の届出をしている場合
には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとす
る。

17 第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若
しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について
準用する。この場合において、第十二項中「同項ただし書」と
あるのは「第十六項ただし書」と、第十三項中「第十項」と
あるのは「第十六項」と、「第十条第三号」とあるのは「第
十条第四号、第六号又は第七号」と、第十四項中「第十項の」
とあるのは「第十六項の」と読み替えるものとする。

18 (略)

19 法第二十七条第十四項第二号に規定する政令で定めるものは
、次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。

- 一 非居住者等との対内直接投資等に相当するものの委託に係
る契約に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの
- 二 非居住者等との契約に基づき外国の政府、外国の政府機関

(新設)

12 法第二十七条第五項又は第十項の規定による勧告又は命令は
、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべ
きものの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記
載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者であ
る代理人により当該対内直接投資等の届出をしている場合には
、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

13 第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は
命令の内容を記載した文書について準用する。この場合におい
て、第八項中「前項」とあり、及び第九項中「第七項」とある
のは「第十二項」と、第十項中「第七項」とあるのは「第十二
項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六
号」と、第十一項中「第七項」とあるのは「次項」と読み替え
るものとする。

14 (略)

(新設)

、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）による情報収集活動（当該外国政府等が取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。以下同じ。）に協力する義務を負う者が、当該非居住者等の指示に基づき行う対内直接投資等に相当するもの

三 外国の法令その他これに類するものに基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う者が、当該外国政府等の指示に基づき行う対内直接投資等に相当するもの
法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 非居住者等と、当該非居住者等及び当該非居住者等と次号から第六号までに掲げる関係にある者が直接に保有する議決権の数並びにこれらのものが他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める議決権の数を合計した議決権の数の議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する法人との関係

二 非居住者等との夫婦の関係

三 非居住者等とその直系血族との関係

四 非居住者等に雇用されている関係

五 非居住者等により生計を維持されている関係（前三号に掲げる関係を除く。）

六 非居住者等（外国政府等に限る。）と、当該非居住者等との契約又は外国の法令その他これに類するものにより当該非居住者等による情報収集活動に協力する義務を負う者との関

（新設）

係

七 非居住者等と、当該非居住者等又は当該非居住者等と第二号から前号までに掲げる関係にある者がその役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占める法人との関係

21

法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定めるものは、非居住者等と前項に規定する関係にある者が行う次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。

一 当該非居住者等の指示に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの

二 当該非居住者等の指示に基づき特定の事業を譲渡し、又は廃止することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前号に掲げるものを除く。）

三 当該非居住者等に対し特定の事業を譲渡することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 当該非居住者等に対し当該対内直接投資等に相当するものに係る会社その他の法人又は団体が保有する法第二十五条第一項に規定する特定技術（非居住者等が当該特定技術を保有する会社その他の法人又は団体の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれのある特定技術として主務省令で定めるものに限る。次号において同じ。）を提供することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（第一号に掲げるものを除く。）

五 当該非居住者等の指示に基づき他の非居住者等に対し当該対内直接投資等に相当するものに係る会社その他の法人又は

（新設）

団体が保有する法第二十五条第一項に規定する特定技術を提供することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（第一号及び前号に掲げるものを除く。）

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二 法第二十七条の二第一項に規定する法第二十七条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等（第三号から第五号までに掲げる非居住者等に該当するものにあつては、対内直接投資等を行う場合において国の安全等に係る対内直接投資等（同項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれが大きい非居住者等に該当しないものとして財務大臣が認めたものを除く。）に該当するものとする。

一・二 （略）

三 外国政府等

四 外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体

五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二 法第二十七条の二第一項に規定する法第二十七条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三号から第五号までに掲げるものにあつては、財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等（同項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたものを除く。）とする。

一・二 （略）

三 外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（次号及び第五号並びに第四条の三第一項において「外国政府等」という。）

四 外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動（当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。第四条の三第一項第四号において同じ。）に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体

五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

3 二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。 法第二十七条の二第一項に規定する国の安全等に係る対内直	2 法第二十七条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第 六 (略) イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権又は外国議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの ロ (略) ハ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等若しくは当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体又は当該外国政府等に係るイに掲げるものが所有する株式若しくは外国株式等の数又は出資の金額を合計した株式若しくは外国株式等の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式若しくは外国株式等の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上であるもの (イ及びロに掲げるものを除く。) ニ (略) ホ 外国政府等又は前号に掲げるものが当該法人その他の団体が行う対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権若しくは外国議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの (イからニまでに掲げるものを除く。)
2 法第二十七条の二第一項に規定する国の安全等に係る対内直	(新設) 六 (略) イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当するもの ロ (略) ハ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等若しくは当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体又は当該外国政府等に係るイに掲げるものが所有する株式の数又は出資の金額を合計した株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上であるもの (イ及びロに掲げるものを除く。) ニ (略) ホ 外国政府等又は前号に掲げるものが当該法人その他の団体が行う対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの (イからニまでに掲げるものを除く。)

接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前条第二項第三号又は第四号に掲げる対内直接投資等

二 第二条第二十五項第一号、第二号、第四号及び第六号（同意取得者が会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るものに限る。）に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種（以下この号において「特定業種」という。）又は同項第二号に規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて対内直接投資等を行った外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この号において「特定法人」という。）に係る対内直接投資等（対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が特定業種に属する事業を営み、又は特定法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）であつて、次に掲げるもの（第一項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家が行う行為であつて、特定業種に

接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前条第二項第二号又は第三号に掲げる対内直接投資等

二 第二条第十六項第二号、第四号、第六号及び第七号（同意取得者が会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るものに限る。）に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種（以下この号において「特定業種」という。）に係る対内直接投資等（当該対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）であつて、次に掲げるもの（前項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家が行う行為であつて、特定業種に属する事業を行う者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う者として主務省令で定める事業者に係るもの（当該行為の対象となる上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で

属する事業を行う者又は特定法人に該当する者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う者として主務省令で定める事業者に係るもの（当該行為の対象となる上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める事業者に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）を除く。）以外のもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）のうち、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）を行うものその他これに類するものとして主務省令で定めるもの（第一項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家を除く。）が業として行う法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第二十五項第三号及び第五号に掲げる行為

ロ 法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第二十五項第三号及び第五号に掲げる行為であつて、当該行為をしたものが、当該行為の後において所有することとなる上場会社等の実質所有等株式の数及び当該行

定める事業者に該当する場合を含む。）を除く。）以外のもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）のうち、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）を行うものその他これに類するものとして主務省令で定めるもの（前項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家を除く。）が業として行う法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第十六項第三号及び第五号に掲げる行為

ロ 法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第十六項第三号及び第五号に掲げる行為であつて、当該行為をしたものが、当該行為の後において所有することとなる上場会社等の実質株式の数、当該行為をしたも

為をしたものを同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「行為をしたものの密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満となるもの並びに当該行為をしたものが保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為をしたものの密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十未満となるもの（イに掲げるものを除く。）

四 前条第二項第一号イに規定する主務省令で定める業種に係る事業又は同項第二号イに規定する主務省令で定める技術若しくは情報に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする対内直接投資等（前三号に掲げるものを除く。）

五 法第二十七条の二第七項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものを行う対内直接投資等に相当するものであつて、第一項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの

六
(略)

5
4
前条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合

のを同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号において「行為をしたものの密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該行為をしたもの及び当該行為をしたものの密接関係者が株式への一任運用をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満となるもの並びに当該行為をしたものの実質保有等議決権の数及び当該行為をしたものの密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十未満となるもの（イに掲げるものを除く。）

四 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする対内直接投資等（前三号に掲げるものを除く。）

(新設)

五
(略)

3
(略)

4
前条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合に

において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の二第四項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」と読み替えるものとする。

6 前条第十九項の規定は、法第二十七条の二第七項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。

7 前条第二十項の規定は、法第二十七条の二第七項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

8 前条第二十一項の規定は、法第二十七条の二第七項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。

(禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出の手続)

第三条の三 法第二十七条の三第一項の規定による届出は、同項に規定する禁止期間の満了する日までに、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2 法第二十七条の三第一項の規定による届出をしようとする外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人により当該届出をしなければならない。

(禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出等の手続)

第三条の四 法第二十七条の四第一項の規定による届出は、当該

において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第三条の二第三項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第三条の二第三項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第三条の二第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

届出に係る変更を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2 法第二十七条の四第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（次項及び第五項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

3 法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第三項又は第六項の規定による禁止期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十七条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第三項の」と読み替えるものとする。

5 法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第五項若しくは第十項又は第十一項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送

達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十七条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と読み替えるものとする。

7 法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しななければならない。

（特定取得の届出及び変更勧告の送達等）

第四条 法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得（法第二十六条第三項に規定する特定取得をいう。以下同じ。）とする。

一 三 （略）

四 法第二十八条第九項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う特定取得に相当するものであつて、第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

（特定取得の届出及び変更勧告の送達等）

第四条 法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得（法第二十六条第三項に規定する特定取得をいう。以下同じ。）とする。

一 三 （略）

（新設）

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める行為

2 法第二十八条第一項に規定する審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、国の安全に係る特定取得（同条第三項に規定する国の安全に係る特定取得をいう。以下同じ。）に係る業種として主務省令で定める業種に係る特定取得又は国の安全に係る特定取得に係る技術若しくは情報として主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る特定取得（特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得を含む。）とする。

3 (略)

4 法第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第七項及び第九項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。第四条の四第二項において同じ。）により当該届出をしなければならない。

5 法第二十八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(削る)

(削る)

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める行為

2 法第二十八条第一項に規定する審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい特定取得に係る業種として主務省令で定める業種に係る特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）とする。

3 (略)

4 法第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第七項及び第九項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

5 法第二十八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 特定取得に係る事業目的

三 特定取得の金額及び実行の時期

四・五 (略)

6 (略)

7 法第二十八条第三項又は第六項の規定による禁止期間（同条第三項に規定する禁止期間をいう。第四条の五第三項において同じ。）の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

8 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第七項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条第七項の」と読み替えるものとする。

9 法第二十八条第五項の規定又は同条第七項において準用する法第二十七条第十項若しくは第十一項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

10 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第九項ただし書」と、同条第十三

6 (略)

7 法第二十八条第三項又は第六項の規定による特定取得を行つてはならない期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

8 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」とあるのは、「第四条第七項」と読み替えるものとする。

9 法第二十八条第五項の規定又は同条第七項において準用する法第二十七条第十項の規定による勧告又は命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

10 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条第九項」と、同条第十項中「第七

項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」と、「第十條第三号」とあるのは「第十條第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」と読み替えるものとする。

11
(略)

12 第三條第十九項の規定は、法第二十八條第九項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三條第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

13 第三條第二十項の規定は、法第二十八條第九項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

14 第三條第二十一項の規定は、法第二十八條第九項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三條第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

(法第二十七條の技術的読替え)
第四條の二 法第二十八條第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

項」とあるのは「第四条第九項」と、「第十條第三号」とあるのは「第十條第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条第九項」と読み替えるものとする。

11
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第二十七條の技術的読替え)
第四條の二 法第二十八條第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七條第七項	第五項	第二十八條第五項
(略)	(略)	(略)

第二十七条第九項		第二十七条第十項		(略)		第二十七条第十二項	
第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	対内直接投資等	第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	対内直接投資等	(略)	(略)	第五項から前項まで	対内直接投資等
第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項	特定取得	第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項	特定取得	(略)	(略)	第七項から前項まで並びに第二十八条第五項及び第六項	特定取得

第二十七条第九項		第二十七条第十項		(略)		第二十七条第十二項	
第三項又は第六項	対内直接投資等	第五項	対内直接投資等	(略)	(略)	第五項から前項までに定めるもののほか、対内直接投資等	
第二十八条第三項又は第六項	特定取得	第二十八条第五項	特定取得	(略)	(略)	第七項から前項まで並びに第二十八条第五項及び第六項に定めるもののほか、特定取得	

(特定取得の届出の特例に関する事項)

第四条の三 法第二十八条の二第一項に規定する法第二十八条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等に該当するものとする。

一～四 (略)

五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権又は外国議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権又は外国議決権の数とを合計した議決権又は外国議決権の数の議決権又は外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

ロ (略)

ハ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等若しくは当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体又は当該外国政府等に係るイに掲げるものが所有する株式若しくは外国株式等の数又は出資の金額を合計した株式若しくは外国株式等の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式若しくは外国株式等の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上であるもの(イ及びロに掲げるものを除く。)

ニ (略)

ホ 外国政府等又は前号に掲げるものが当該法人その他の団

(特定取得の届出の特例に関する事項)

第四条の三 法第二十八条の二第一項に規定する法第二十八条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

イ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接に保有するその議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

ロ (略)

ハ 同一の国若しくは地域に属する外国政府等若しくは当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体又は当該外国政府等に係るイに掲げるものが所有する株式の数又は出資の金額を合計した株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上であるもの(イ及びロに掲げるものを除く。)

ニ (略)

ホ 外国政府等又は前号に掲げるものが当該法人その他の団

体が行う特定取得又は当該特定取得に係る議決権又は外国議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

六（略）

2 法第二十八条の二第一項に規定する国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四条第二項に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいものとして主務省令で定める業種又は同項に規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて特定取得を行つた外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該特定取得が国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る特定取得（特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得を含む。）

二 第四条第二項に規定する主務省令で定める業種に係る事業又は同項に規定する主務省令で定める技術若しくは情報に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする特定取得（前号に掲げるものを除く。）

三 法第二十八条の二第七項（第二号又は第三号に係る部分に

体が行う特定取得又は当該特定取得に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

六（略）

2 法第二十八条の二第一項に規定する国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四条第二項に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きい業種として主務省令で定める業種に係る特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）

二 第四条第二項に規定する主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする特定取得（前号に掲げるものを除く。）

（新設）

限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う特定取得に相当するものであつて、前項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

3
(略)

4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の三第三項ただし書」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第四条の三第三項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十四項中「第十項」とあるのは「第四条の三第三項」と読み替えるものとする。

5 第三条第十九項の規定は、法第二十八条の二第七項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

6 第三条第二十項の規定は、法第二十八条の二第七項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

7 第三条第二十一項の規定は、法第二十八条の二第七項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

(禁止期間中の国の安全に係る措置に関する自発的な修正の届

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

3
(略)

4 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

出の手續)

第四条の四 法第二十八条の三第一項の規定による届出は、同項に規定する禁止期間の満了する日までに、主務省令で定める手續により、しなければならない。

2 法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人により当該届出をしなければならない。

(禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出等の手續)

第四条の五 法第二十八条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手續により、しなければならない。

2 法第二十八条の四第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人(次項及び第五項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。)により当該届出をしなければならない。

3 法第二十八条の四第二項において準用する法第二十八条第三項又は第六項の規定による禁止期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十八条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当

(新設)

(新設)

該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

4 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第三項の」と読み替えるものとする。

5 法第二十八条の四第二項において準用する法第二十八条第五項又は法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第十項若しくは第十一項の規定による催告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該催告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十八条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する催告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と読み替えるものとする。

7 法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

(法第二十八条の技術的読替え)

第四条の六 法第二十八条の四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第七項	同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」	「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同条第九項中「第三項若しくは第六項又は第二十七条の第三項」とあるのは「第二十八条の四第二項において準用する第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項」と、「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第

(新設)

四号」と、同条第十 項本文中「国の安全 等に係る措置に関す る修正」とあるのは 「国の安全に係る措 置に関する修正」と 、「第二十七条の四 第一項」とあるのは 「第二十八条の四第 一項」と、「第一項 第四号」とあるのは 「第二十八条第一項 第四号」と、同項た だし書中「国の安全 等に係る措置に関す る修正」とあるのは 「国の安全に係る措 置に関する修正」と 、「第三項若しくは 第六項又は第二十七 条の三第二項」とあ るのは「第二十八条 の四第二項において 準用する第二十八条 第三項若しくは第六 項又は第二十八条の
--

三第二項」と、同条第十一項中「第二十七條の四第一項」とあるのは「第二十八條の四第一項」と、「対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等」とあるのは「特定取得が国の安全に係る特定取得」と、「国の安全等に係る措置に関する修正」と、同条第十二項中「第五項から前項まで」とあるのは「第七項から前項まで並びに第二十八條の四第二項において準用する第二十八條第五項及び第六項」と、「国の安全等に係る措置に関する修正又は第二十七條の四第

	「一項」とあるのは「 国の安全に係る措置 に関する修正又は第 二十八条の四第一項 」と、「第一項第四 号」とあるのは「第 二十八条第一項第四 号」

(措置命令の送達)

第四条の七 法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項の規定による命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該命令の内容を記載した文書を送達して行う。

2 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の七第一項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第六号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の七第一項の」と読み替えるものとする。

3
7 (略)

8 法第二十九条第九項に規定する政令で定める行為は、第二十五条第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

(措置命令の送達)

第四条の四 法第二十九条第一項から第五項までの規定による命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該命令の内容を記載した文書を送達して行う。

2 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」と読み替えるものとする。

3
7 (略)

(新設)

(報告の徴収等に関する事項)

第四条の八 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

2 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める対内直接投資等又は特定取得は、次のいずれにも該当する対内直接投資等又は特定取得(法第二十六条第二項第二号若しくは第八号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第一号若しくは第二号に掲げる対内直接投資等にあつては、第一号に該当する対内直接投資等)とする。

一 対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家が、第三条の二第一項各号又は第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等に現に該当する場合における当該対内直接投資等又は特定取得

二 次のイからニまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合が百分の十以上であるもの

イ 法第二十六条第二項第一号に掲げる対内直接投資等又は特定取得 当該対内直接投資等又は特定取得をした外国投資家が現に所有し、若しくは出資し、又は保有する当該対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の所有等株式等と当該対内直接投資等又は特定取得をした外国投資家を第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上

(新設)

場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合

ロ 法第二十六条第二項第三号に掲げる対内直接投資等 当該対内直接投資等をした外国投資家が現に所有する当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等株式の数及び当該対内直接投資等をした外国投資家を第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ハ 法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第三号から第五号までに掲げる対内直接投資等 これらの対内直接投資等をした外国投資家が現に保有するこれらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等議決権の数及びこれらの対内直接投資等をした外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に保有する当該上場会社等の実質所有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

ニ 第二条第二十五項第六号に掲げる対内直接投資等 当該対内直接投資等をした外国投資家が現に保有する当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等議決権の数及び当該対内直接投資等に係る同意をした外国投資家が現に保有する当該上場会社等の実質所有等議決権の数並びに当該

対内直接投資等をした外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等及び当該同意をした外国投資家を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第十七号まで、同項第二十号及び同項第二十一号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合 3 法第二十九条の二第一項による報告を求められたものは、主務省令で定める手続により、当該報告をしなければならない。	4 法第二十九条の二第一項の規定による報告を求められた外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第六項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該報告をしなければならない。 5 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一 次のイからハまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからハまでに定める事業の目的 イ 法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる対内直接投資等又は第二十五条第一号から第六号までに掲げる対内直接投資等 法第二十六条第二項第一号から第四号までの規定若しくは第二条第二十五条第二号から第六号までの規定に規定する非上場会社若しくは上場会社等又は同項第一号に規定する法人の事業 ロ 法第二十六条第二項第八号に掲げる対内直接投資等 同
--	---	---

-
- 号に規定する事業の承継により承継する事業
- ハ 特定取得 法第二十六条第三項に規定する会社の事業
- 二 次のイからニまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからニまでに定める数又は金額
- イ 法第二十六条第二項第一号若しくは第二号に掲げる対内直接投資等若しくは第二十五条第二号に掲げる対内直接投資等又は特定取得 これらの対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の所有等株式等に係る株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数
- ロ 法第二十六条第二項第三号に掲げる対内直接投資等 当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等株式の数
- ハ 法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二十五条第三号から第六号までに掲げる対内直接投資等 これらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数
- ニ 第二十五条第二項第一号に掲げる対内直接投資等 当該対内直接投資等に係る特別の法律により設立された法人の出資証券の口数
- 三 法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる対内直接投資等若しくは第二十五条第三号から第六号までに掲げる対内直接投資等又は特定取得にあつては、第二項第二号イからニまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合
- 四 対内直接投資等又は特定取得を行つた理由
- 五 その他財務大臣及び事業所管大臣が法第二十九条の第二項に規定する国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に
-

係る特定取得に該当するかどうかを確認するために特に報告を求めると認める事項

6 | 法第二十九条の二第二項、第三項、第六項、第七項、第九項又は第十項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により同条第一項の報告をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

7 | 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の八第六項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と読み替えるものとする。

8 | 法第二十九条の二第四項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

9 | 法第二十九条の二第九項に規定する政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の株式若しくは持分、上場会社等の株式、議決権若しくは議決権行使等権限又は特別の法律により設立された法人の出資証券を新たに取得しな

いこと。

二 法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社又は上場会社等に係る第二十一条第二号から第四号までに掲げる議案及び同項第五号に掲げる議案（同項第二号から第四号までに掲げる議案に準ずるものとして主務省令で定める議案に限る。）に關し同意を行わないこと。

10 第三条第十九項の規定は、法第二十九条の二第十三項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

11 第三条第二十項の規定は、法第二十九条の二第十三項第三号に規定する政令で定める特別の關係について準用する。

12 第三条第二十一項の規定は、法第二十九条の二第十三項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

第三章 技術導入契約の締結等

（技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告の送達等）

第五条 （略）

2 5 （略）

6 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「もの」（同項ただし書の場合にあつては、

第三章 技術導入契約の締結等

（技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告の送達等）

第五条 （略）

2 5 （略）

6 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項

代理人。次項及び第十四項において同じ。」とあるのは「もの」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第五条第五項の」と読み替えるものとする。

7 法第三十条第五項の規定又は同条第七項において準用する法第二十七条第十項若しくは第十一項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。

8 第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第五条第七項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第五条第七項の」と読み替えるものとする。

9
(略)

(法第二十七条の技術的読替え)

第六条 法第三十条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

までの規定中「第七項」とあるのは、「第五条第五項」と読み替えるものとする。

7 法第三十条第五項の規定又は同条第七項において準用する法第二十七条第十項の規定による勧告又は命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。

8 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第五条第七項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第五条第七項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第五条第七項」と読み替えるものとする。

9
(略)

(法第二十七条の技術的読替え)

第六条 法第三十条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第二十七条第十項				(削る)	
	第二十七条第九項			(削る)	
	第二十七条第八項			(削る)	
第二十七条第十項	第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項			(略)	
	これらの規定により延長された禁止期間の満了前であつても			(略)	
	対内直接投資等を行う			(略)	
第二十七条第十項	対内直接投資等に係る内容の変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該又は			(略)	
	技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は			(略)	
	技術導入契約の締結等をする			(略)	
第二十七条第十項	第三項又は第六項			(略)	
	当該技術導入契約の締結等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても			(略)	
	対内直接投資等を行う			(略)	
第二十七条第十項	第五項			(略)	
	技術導入契約の締結等に係る条項の全部			(略)	
	技術導入契約の締結等をする			(略)	

第二十七條第十二項	第二十七條第十一項 (略)	對内直接投資等に係 る内容の変更若しく は国の安全等に係る 措置に関する修正	第三項若しくは第六 項又は第二十七條の 第三項の規定によ り延長された禁止期 間	、国の安全等に係る 措置に関する修正又 は当該中止	對内直接投資等の
第二十七條第十二項	第二十七條第十一項 (略)	對内直接投資等に係 る内容の変更若しく は国の安全等に係る 措置に関する修正	第三項又は第六項 日から起算して同条 第三項又は第六項の 規定により延長され た期間	又は中止	
第二十七條第十二項	第二十七條第十一項 (略)	對内直接投資等に係 る内容	第三項又は第六項	同条第三項又は第六 項	若しくは一部
第二十七條第十二項	第二十七條第十一項 (略)	對内直接投資等に係 る内容	技術導入契約の締結 等に係る条項の全部 若しくは一部	技術導入契約の締結 等に係る条項の全部 若しくは一部	若しくは一部

内直接投資等の	
(対内直接投資等及び特定取得の報告) 第六条の三 (略) 2 法第五十五条の五第一項の規定による報告をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人(法第二十七条の二第一項又は法第二十八条の二第一項の規定により法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家にあつては、第三条の二第四項又は第四条の三第三項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。)により当該報告をしなければならない。 3 法第五十五条の五第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二 (略) 三 対内直接投資等(第三条第五項に規定する行為に該当するものに限る。)又は特定取得の金額 四 対内直接投資等又は特定取得の実行の日 五 (略) 4 第三条第十九項の規定は、法第五十五条の五第三項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。 5 第三条第二十項の規定は、法第五十五条の五第三項第三号に	(対内直接投資等及び特定取得の報告) 第六条の三 (略) 2 法第五十五条の五第一項の規定による報告をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人(法第二十七条の二第一項又は法第二十八条の二第一項の規定により法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家にあつては、第三条の二第三項又は第四条の三第三項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。)により当該報告をしなければならない。 3 法第五十五条の五第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二 (略) 三 対内直接投資等又は特定取得の金額及び実行の日 四 (新設) (略) 五 (新設) (略) (新設)

規定する政令で定める特別の関係について準用する。

6 第三条第二十一項の規定は、法第五十五条の五第三項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

(事業所管大臣)

第七条 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる行為、同項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものを除く。）若しくは法第二十六条第二項第七号に掲げる行為若しくは第二条第二十五項第一号から第八号までに掲げる行為又は特定取得に関する事項 これらの行為に係る法人又は特定取得に係る会社の営む事業の所管大臣（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の被支配会社等若しくは第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める他の会社が同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合又は当該特定取得に係る会社の子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定める他の会社が同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）

二 法第二十六条第二項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものに限る。）又は法第二十六条第二項第八号に掲げる行為に関する事項 これらの行為に係

(新設)

(事業所管大臣)

第七条 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 会社（特別の法律により設立された法人を含む。）の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡、議決権の取得、株式への一任運用、議決権代理行使受任、議決権行使等権限の取得、議決権代理行使委任、共同議決権行使同意取得又は事業目的の実質的な変更、取締役若しくは監査役の選任、吸収合併若しくは会社の解散に関する事項 当該会社の営む事業の所管大臣（その子会社若しくは第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものが同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合又はその子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定めるものが同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。第六号において同じ。）

二 本邦における支店等の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更に関する事項 当該支店等の営む事業の所管大臣

る事業の所管大臣

三 法第二十六条第二項第六号に掲げる行為に関する事項 当該行為に係る支店等の営む事業の所管大臣

四 法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為に関する事項 これらの行為に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する法人の営む事業の所管大臣（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の子会社又は第三条第二項第一号ロに規定する主務省令で定める他の会社が同号イに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）

五 （略）

（削る）

（事務の委任）

第十条 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法（第五章、第五十五条の五、第五十五条の六及び第五十五条の八に限る。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務とする。ただし、財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が必要と認めるときは、財務省令又は主務省令で定めるところにより、自らその事務を取り扱うことを妨げない。

一 法第二十七条第一項、法第二十七条の三第一項、法第二十

三 本邦に主たる事務所を有する法人に対する金銭の貸付けに関する事項 当該法人の営む事業の所管大臣

四 事業の譲渡、譲受け又は承継に関する事項 当該事業の所管大臣

五 （略）

六 会社の発行する社債の取得に関する事項 当該会社の営む事業の所管大臣

（事務の委任）

第十条 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法（第五章、第五十五条の五、第五十五条の六及び第五十五条の八に限る。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務とする。ただし、財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が必要と認めるときは、財務省令又は主務省令で定めるところにより、自らその事務を取り扱うことを妨げない。

一 法第二十七条第一項、法第二十八条第一項及び法第三十条

七条の四第一項、法第二十八条第一項、法第二十八条の第三項、法第二十八条の四第一項及び法第三十条第一項の規定に基づく届出の受理

二 法第二十七条第二項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項及び第四項（これらの規定を法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）並びに法第三十条第二項及び第四項の規定に基づく期間の短縮の通知その他当該期間の短縮に関する事務で財務大臣及び事業所管大臣が定めるもの

三 法第二十七条第三項及び第六項（これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第三項及び第六項（これらの規定を法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）並びに法第三十条第三項及び第六項の規定に基づく延長の期間を記載した文書の送付

四 法第二十七条第五項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項、法第二十九条の二第二項及び第三項並びに法第三十条第五項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付

五 法第二十七条第七項（法第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）及び法第二十九条の二第四項の規定に基づく

第一項の規定に基づく届出の受理

二 法第二十七条第二項及び第四項、法第二十八条第二項及び第四項並びに法第三十条第二項及び第四項の規定に基づく期間の短縮の通知その他当該期間の短縮に関する事務で財務大臣及び事業所管大臣が定めるもの

三 法第二十七条第三項及び第六項、法第二十八条第三項及び第六項並びに法第三十条第三項及び第六項の規定に基づく延長の期間を記載した文書の送付

四 法第二十七条第五項、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項、法第二十八条の二第三項及び法第三十条第五項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付

五 法第二十七条第七項（法第二十八条第七項及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応諾に関する通知の受理

く応諾に関する通知の受理

六 法第二十七条第十項（法第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。））、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付

七 法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付

八 法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理
（略）

十 第三条第十二項（同条第十七項、第三条の二第五項、第四条第八項及び第十項、第四条の三第四項、第四条の七第二項、第四条の八第七項並びに第五条第六項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づく記録の作成

十一・十二 （略）

六 法第二十七条第十項（法第二十八条第七項及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。））、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項及び法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付

七 法第二十七条第十一項（法第二十八条第七項及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく取消しの通知

（新設）
八 （略）

九 第三条第九項（同条第十三項、第三条の二第四項、第四条第八項及び第十項、第四条の三第四項、第四条の四第二項並びに第五条第六項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づく記録の作成

十・十一 （略）

改 正 案	現 行
別表第二（第三条関係） 一、四（略） 五 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。第六十九条の七、第六十九条の八第一項（第四号）にあつては同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、第五号にあつては同法第五十二条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十条第一項（第三号（同法第十六条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第七号（同法第二十一条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十四号（同法第二十四条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十六号、第十八号（同法第二十五条第六項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十九号、第二十号、第三十八号、第四十一号及び第四十二号（同法第四十八条第三項に係る部分にあつては同項の規定により同法第十条第一項の	別表第二（第三条関係） 一、四（略） 五 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。第六十九条の七、第六十九条の八第一項（第四号）にあつては同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、第五号にあつては同法第五十二条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十条第一項（第三号（同法第十六条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第七号（同法第二十一条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十四号（同法第二十四条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十六号、第十八号（同法第二十五条第六項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十九号、第二十号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号（同法第四十八条第三項に係る部分にあつては同項の規定により同法第十条第一項の

閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第五十二条に係る部分にあつては同条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定に限る。）

六〃三十六（略）

閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第五十二条に係る部分にあつては同条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定に限る。）

六〃三十六（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令第七条の改正規定（「第十条第三号」の下に「（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）及び同令第七条の二から第七条の三までの改正規定並びに第二条中対内直接投資等に関する政令第二条第十一項第三号の改正規定（「掲げる」を「規定する」に改める部分に限る。）、同条第十三項の改正規定並びに同令第三条第十一項第一号及び第二号の改正規定（「第七項」を「第十項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の対内直接投資等に関する政令（以下この条において「新令」という。）第二条第一項及び第四項の規定は、この政令の施行の日から起算して三十日を経過した日（以下この条において「適用日」という。）以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条にお

て「新法」という。)第二十条に規定する資本取引(以下第三項までにおいて「資本取引」という。)、新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等(以下第三項までにおいて「対内直接投資等」という。)(又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得(以下第五項までにおいて「特定取得」という。))について適用し、適用日前に行った資本取引、対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

2 新令第二条第十四項、第二十五項第三号及び第八号並びに第二十八項並びに第三条第一項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十号の規定は、適用日以後に行う資本取引又は対内直接投資等について適用し、適用日前に行った資本取引又は対内直接投資等については、なお従前の例による。

3 新令第二条第二十五項第七号及び第九号から第十五号まで並びに第三条第一項第九号及び第十三号から第十九号までの規定は、適用日以後に行う資本取引又は対内直接投資等について、新令第四条第一項第四号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用する。

4 新令第三条の二第一項第五号並びに第三項第三号及び第四号の規定は、適用日以後に行う新法第二十七条の二第一項に規定する対内直接投資等(以下この項及び次項において「対内直接投資等」という。))に

ついて、新令第四条の三第一項第五号並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用し、適用日以前に行った対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

5 新令第三条の二第二項及び第三項第五号の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等について、新令第四条の三第二項第三号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用する。

6 新令第五条第七項及び第八項並びに第六条の規定は、適用日以後に行う新法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等（以下この項において「技術導入契約の締結等」という。）について適用し、適用日以前に行った技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。